



〒520-0041 滋賀県大津市浜町1-38
滋賀銀行従業員組合
TEL 077-521-2775
FAX 077-525-5232
http://www.biwa.ne.jp/ffs/
e-mail:ffs@biwa.ne.jp

「戦争法廃止を求める統一署名」の推進を 賃上げが当たり前の世論を大きく広げよう 滋賀県労連第29回評議員会

12月11日、守山市内において、滋賀県労連第59回評議員会が開催され、22名の評議員が参加し（構成員23名）ました。従業員組合からは、県労連幹事の小原執行委員と評議員の澤井書記長が参加しました。

この評議員会には、「2016年国民春闘の具体的なたたかい」の提案がされ、審議・決定された他、「2015年度県労連一般会計中間報告」が行われました。

評議員会は、副議長の松木氏（JMIU）の開会挨拶ではじまり、議長に大津市労連の中森氏が選出し進められました。

ワーキングプアは 1139万人に

最初に、瀧上正昭議長は挨拶で「国民の暮らし向きが大変になっている、非正規労働者が4割になり年収200万以下のワーキングプアは1139万人にふ

くれがあり、そのうえ安倍首相は財源の裏打ちのない社会保障の目標をかかげ、消費税増税ありきの軽減税率で見せかけの選挙対策をやっています。

集団的自衛権は 国民を守らない

さらに、9月19日憲法を無視して、数の力で戦争法

を強行採決しました。世界で起きている血で血を洗う報復連鎖を見れば、集団的自衛権が国民を守らないことは明白です。その後も、戦争法を廃止する運動が盛り上がりつつあります、平和を守ることは労働組合の基本です『戦争法の廃止を求める統一署名』を1人10人以上に広げよう。

まともな雇用と ふさわしい賃上げを

来春闘は、賃上げが当たり前の世論を大きくして、最賃の引き上げと格差是正の声を広げ、まともな雇用とふさわしい賃上げをめざします」と力強い挨拶がありました。

方針では、①戦争法を廃止にする運動、2000万人署名への取り組み②社会的賃金闘争、最賃引き上げ、公契約運動の取り組み③春

歴史百年単位で見れば 戦争のない方向で進歩

つづいて、益川氏は「歴史を百年単位で見ると



ノーベル物理学賞の 益川教授が講演

12月19日、東近江市の八日市文化芸術会館において「益川敏英さん講演会実行委員会」主催の講演会が開催され1200人の方が集まり、先輩組合員も参加しました。実行委員会は、湖東地域を中心に民主党、共産党、社民党をはじめ「安保法制（戦争法）」に反対する幅広い団体、個人で構成されています。

わないと思つたら戦争していいとは絶対に書いていない。安倍首相の解釈ではない。国会で憲法改正を發議し、国民投票を行うという段階を踏むべき」と訴えられました。

世の中は戦争ができない方向に確実に進歩している。宗教や経済の問題はあるが、二百年経てば間違いなくこの世の中から戦争はなくなる」との戦争についての持論を展開されました。また、



第59回評議員会

闘を力強くたたかうことを掲げました。

I・B・M・福保労から 争議支援の訴え

争議支援の訴えではJMIUからI・B・Mのいくつかのたたかいと経過について発言があり、福祉保育労からは企業運営のホームヘルプ事業を行う職場の組合の分会長からパワハラと組合差別とも取れる嫌がらせについて、法廷での取り組みを進めている発言がありました。たたかいは支持する暖かい拍手に包まれていました。

二つの組合結成 (建交労)

討論では建交労からこの間の二つの組合結成について経過と課題の報告がありました。また、運輸業界、とりわけトラック運転手の厳しい実態について労働者不足と労働基準法違反（労働時間など）が蔓延してい

ることについて発言がありました。



年金裁判「移送」に 怒り支援共闘要請 (年金者組合)

年金者組合からは年金の引き下げに反対する裁判について報告がありました。この裁判では大津地裁から大阪高裁に移送された（移送…訴状を受理した裁判所の裁判によって、その訴訟を他の裁判所で取り扱うようにさせること）についての怒りが語られました。県労連幹事会に対して支援共闘会議の設立を求められました。

全組合員のたたか いで、賃金の引上 げと格差の是正を

また、辺野古支援に行ったことについて肌を感じる現状を伝えられました。このことについて地方自治を守るという観点からも滋賀県知事に声を上げるように伝えよう、と話されました。高教組からは県内の平和運動の流れにふられました。また、18歳選挙権や平和学習を学校でする時の実態など話されました。

組合員全員での春闘をたたかいたかい、賃金の引上げと格差の是正、戦争法の廃止の運動を強めることを決議しました。

閉会の挨拶では清水庄次副議長が「私たちは負けな、なぜなら勝つまでたたかうから」という言葉を引用して団結ガンバローで締めくくりました。

(一部県労連FAXニュースを引用しました)

「労働実態改善」や「金融円滑化」で要請 滋賀労働局・大津労働基準監督署・近畿財務局大津財務事務所



2015年12月18日

全国金融労働組合連合会
中央執行委員長 中島 康隆

滋賀銀行従業員組合
執行委員長 中島 康隆

全国金融産業労働組合近畿支部
滋賀分会分会長 浦谷 貞子

大津財務事務所

当面の「金融行政」に対する要請

金融行政での貴局（事務所）の日頃のご尽力に敬意を表します。
アベノミクスにより、大企業の経常利益は過去最高を更新しましたが、中小小工業者は原材料費高騰分や消費税増税分を価格に転嫁できず、依然として厳しい環境に置かれており、地域金融機関が果たす役割は、ますます大きいものとなっています。
地域の金融円滑化が求められている中で、金利競争激化による利ざや縮小に伴い、収益強化のため、投資信託など金融リスク商品の販売に力を入れる金融機関も多く、ノルマ・目標を課しての営業推進により、お客様のニーズより目標達成が優先され、苦情・トラブルの要因となっています。また職員はその負担により、精神的疾患（うつ病など）に罹患し、退職や離職が後を絶たず、自殺する職員も出るほど職場の実態は悪化しています。
つきましては、貴局（事務所）に対し次の通り要請するとともに、本庁にも意見具申されるよう要請いたします。

記

1. 金融機関が新規融資・条件変更に対応するなど、厳しい状況に置かれている中小企業の経営支援・育成のため、金融円滑化を図るよう指導すること。
2. 金融リスク商品については、労働条件に過度に連動するような、無理な勧誘につながる従業員へのノルマ（目標）はやめさせ、金融商品取引法を遵守させること。
3. 地域性を希薄にし、利用者・労働者に犠牲を強いる地域金融機関の合併再編を押し付けないこと。
4. 公益通報者の保護を保障し、自主的な経営チェックが行なえるような環境づくりを指導すること。
5. 金融機関の12月30日の休日化の実現に努力すること。

近畿財務局大津財務事務所と滋賀県銀行協会あての要請書

近畿財務局大津財務事務所と滋賀県銀行協会あての要請書
を販売する場合、銀行法の
みならず金融商品取引法な
ど関係法令の遵守の必要が
ある。

回答「銀行がリスク商品
を販売する場合、銀行法の
みならず金融商品取引法な
ど関係法令の遵守の必要が
ある。」

回答「答える立場にない
が本部を通じて金融庁に伝
える。」



滋賀労働局

滋賀労働局
2013年4月の高年法改正以降も、定年再雇用者の労働条件の改善は進まず、定年前と同じように働いているにも関わらず、劣悪な労働条件や新卒並みの低賃金での勤務を余儀なくされています。
また、労働契約法が改正されても、ますます増え続けている非正規労働者への差別待遇は依然として残され、雇用不安に脅えている実態もあります。
このような金融機関の厳しい労働実態を改善し、働きやすい職場をつくるため、監督・指導を強めるよう要請しました。

しかし金融機関の職場では、人員削減により長時間過密労働がまん延し、昨年度の有給休暇取得率も49%と前年より低下し、政府目標にますます

ノルマ販売など過度な営業推進で
パワーハラ・離職増加

2014年に制定された過労死等防止対策推進法の制定を受け、過労死防止対策大綱が2015年7月に閣議決定されました。同大綱には、2020年までに週60時間以上の労働者を全体の5%以下に抑えることや、年休取得率70%以上の達成を掲げられています。

過労死防止対策大綱を閣議決定「年休取得率70%以上」など

滋賀銀行従業員組合と金融ユニオン近畿支部滋賀分会は、12月7日滋賀労働局、大津労働基準監督署、滋賀県銀行協会に、18日には近畿財務局大津財務事務所に対して毎年行っている要請を行いました。



大津労働基準監督署

再雇用高齢者と非正規労働者の労働条件改善を

2013年4月の高年法改正以降も、定年再雇用者の労働条件の改善は進まず、定年前と同じように働いているにも関わらず、劣悪な労働条件や新卒並みの低賃金での勤務を余儀なくされています。
また、労働契約法が改正されても、ますます増え続けている非正規労働者への差別待遇は依然として残され、雇用不安に脅えている実態もあります。
このような金融機関の厳しい労働実態を改善し、働きやすい職場をつくるため、監督・指導を強めるよう要請しました。

2014年に制定された過労死等防止対策推進法の制定を受け、過労死防止対策大綱が2015年7月に閣議決定されました。同大綱には、2020年までに週60時間以上の労働者を全体の5%以下に抑えることや、年休取得率70%以上の達成を掲げられています。

滋賀労働局、大津労働基準監督署への要請項目

近畿財務局大津財務事務所への要請項目と回答・見解

1. 長時間労働削減のため、慢性的な残業・休日出勤をなくし、休暇の取得促進を図るよう指導すること。
2. 早朝出勤を含めた賃金不払い残業に対し、各金融機関により厳しく監督指導すること。
3. 有給休暇の取得率が向上するよう周知啓蒙活動を行うこと。
4. パワーハラスメントやマタニティハラスメント等をなすこと。
5. ストレスチェックの実施にあたっては、個人情報保護を確保し、人事考課などに反映させないよう指導すること。
6. 「労働契約法」の趣旨を踏まえ、非正規労働者に対する差別改善と雇用確保に向けて指導すること。
7. 希望者全員の65歳までの雇用確保と定年再雇用者の劣悪な労働条件の改善に向けて指導すること。

近畿財務局大津財務事務所と滋賀県銀行協会には、別掲の要請書を事前送付し、要請と懇談を行いました。要請項目に対する回答の概略は次の通りです。

1. 金融機関が新規融資・条件変更に対応するなど、厳しい状況に置かれている中小企業の経営支援・育成のため、金融円滑化を図るよう指導すること。
回答「これまででも金融機関に対して貸し付け条件の変更等新規融資も含めて円滑な資金供給のため商工団体・各種士業の方、認定支援機関と連携して、それぞれの借り手企業の解決策の提案をしている。今年の9月に公表した平成27年度金融行政方針にも金融機関については取引先企業の事業の内容や成長可能性などを適切に評価する。融資や本業支援を通じて地域産業企業の生産性向上や円滑な新陳代謝の促進を図る。金融環境の変化するなかでも金融の質の高い仲介機能を発揮されたいとする、金融庁方針に基づき指導する。」

2. 金融リスク商品については、労働条件に過度に連動するような、無理な勧誘につながる従業員へのノルマ（目標）はやめさせ、金融商品取引法を遵守させること。
回答「金融リスク商品については、労働条件に過度に連動するような、無理な勧誘につながる従業員へのノルマ（目標）はやめさせ、金融商品取引法を遵守させること。」

3. 地域性を希薄にし、利用者・労働者に犠牲を強いる地域金融機関の合併再編を押し付けないこと。
回答「合併については金融機関自主的な経営判断に基づく認識している。関係する立場になく、申し入れば本局を通じて財務省に伝える。」

4. 公益通報者の保護を保障し、自主的な経営チェックが行なえるような環境づくりを指導すること。
回答「公益通報者保護法および民間事業者向けガイドラインに基づく内部規定を遵守し適切に運用されていると理解している。直接監督する立場にないが銀行法等に基づく担当業務の中で金融機関に法令遵守体制を健全に維持し、問題が認められた場合は、処分手法を行っている。財務局は通報窓口であり通報内容が真実と認められる場合は厳正に対処する。」

5. 金融機関の12月30日の休日化の実現に努力すること。
回答「答える立場にないが本部を通じて金融庁に伝える。」